

官報

号外 昭和四十八年六月二十八日

第七十一回 衆議院會議録 第四十七号

昭和四十八年六月二十八日(木曜日)

議事日程 第四十三号

昭和四十八年六月二十八日

午後一時開議

- 第一 防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第二 工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第三 公有水面埋立法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

- 議員請暇の件
- 日程第一 防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第二 工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第三 公有水面埋立法の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後一時五十分開議
○議長(前尾繁三郎君) これより会議を開きます。

議員請暇の件

○議長(前尾繁三郎君) 議員請暇の件につきおはかりいたします。

川俣健二郎君から、海外旅行のため、七月四日から十三日まで十日間、請暇の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よって、許可するに決しました。

日程第一 防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(前尾繁三郎君) 日程第一、防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案を議題といたします。

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和四十八年一月三十一日

内閣総理大臣 田中 角榮

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律

(防衛庁設置法の一部改正)

第一条 防衛庁設置法(昭和二十九年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。

第七条中「十七万九千人」を「十八万人」に、「三万八千三百二十三人」を「四万三千三百八十八人」に、「四万四千六百五十七人」を「四万四千五百七十五人」に、「二十五万九千五百八十八人」を「二十六万四千四百六十六人」に改める。

第十四条に次の一号を加える。

七 自衛隊離職者就職審査会に関する事。

第十四条の二に次の一号を加える。

四 防衛医科大学に關すること。

第三十一条中「技術研究本部」を「防衛医科調査本部」に改める。

大学校

本部

職者就職審査会

第三十三條の次に次の二條を加える。

(防衛医科大学校)

第三十三條の二 防衛医科大学校は、医師である幹部自衛官となるべき者を教育訓練する機関とする。

2 前項に規定するもののほか、防衛医科大学校は、同項の教育訓練を修了した者(次条において「防衛医科大学校卒業生」という。)その他長官の定める者に対し、自衛隊の任務遂行に必要な医学に關する高度の理論及び応用に關する知識並びにこれらに關する研究能力を修得させるための教育訓練並びに臨床に關する教育訓練を行なう。

3 第一項の教育訓練の修業年限は、六年とする。

4 第一項の教育訓練を受けることのできる者は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十六条第一項に規定する者とする。

5 防衛医科大学校の教員の資格については、学校教育法に基づき医学教育を行なう大学の教員の資格の例による。

6 防衛医科大学校は、埼玉県に置く。

7 防衛医科大学校の内部組織、設備、編制その他の事項については、総理府令で定める。

この場合において、学校教育法に基づき医学教育を行なう大学の設備、編制その他に關する設置基準が定められている事項については、当該基準の例による。

(防衛医科大学校卒業生の医師国家試験受験資格)

第三十三條の三 防衛医科大学校卒業生は、医師法(昭和二十三年法律第二百一十一号)第十一条の規定の適用については、同条第一号に規定する者とみなす。

第三十七條の次に次の一條を加える。

(自衛隊離職者就職審査会)

第三十七條の二 自衛隊離職者就職審査会は、自衛隊法の規定によりその権限に属せられた事項をつかさどる機関とする。

2 自衛隊離職者就職審査会は、委員五人で組織する。

3 委員は、防衛庁の職員である者のうちから一人、人事院の職員である者のうちから一人、総理府本府の職員である者のうちから一人及び学識経験のある者のうちから二人を、長官が任命する。

4 委員は、非常勤とする。

5 自衛隊離職者就職審査会に、会長一人を置く。会長は、学識経験のある者のうちから任命された委員のうちから、委員がこれを選挙する。

6 会長は、会務を総理する。

7 前各項に定めるもののほか、自衛隊離職者就職審査会の組織及び運営に關し必要な事項

昭和四十八年六月二十八日 衆議院會議録第四十七号 防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案

は、政令で定める。

第三十八條第一項中「防衛大學校の下に」、防衛醫科大學校を加へ、同條第二項中「の員數」を「及び防衛醫科大學校の學生（第三十三條の二第一項の教育訓練を受けている者をいう。）の員數」に改める。

第六十一条第一項中「防衛施設中央審議會」を「自衛隊離職者就職審査会、防衛施設中央審議會」に、「審議會の委員」を「審査会等の委員」に改め、同条第三項中「審議會」を「審査会」に改める。

(自衛隊法の一部改正)

第二条 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「統合幕僚會議及

の下に「(自衛隊離職者就職審査会を除く。)」を加え、同条第五項中「並びに」の下に「(自衛隊離職者就職審査会、)」を加える。

第五條第一項中「附屬機関」の下に「自衛隊離職者就職審査会を除く。第百条の二において同じ。」を加へる。

第二十條第二項前段中「航空方面隊」の下に「航空混成団」を加え、同項後段を削り、同条中第五項を第七項とし、第四項を第六項とし、第三項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。

- 3 航空方面隊は、航空方面隊司令部及び航空団その他の直轄部隊から成る。
- 4 航空混成団は、航空混成団司令部及び航空隊その他の直轄部隊から成る。

第二十条の七中「航空方面隊」の下に、「航空

「**混成団**」を加え、同条を第二十条の八とし、第二十條の六を第二十條の七とし、第二十條の五を第二十條の六とし、第二十條の四の次に次の一条を加える。

(航空混成団司令)

第二十条の五 航空混成団の長は、航空混成団司令とする。

2 航空混成団司令は、航空総隊司令官の指揮

監督を受け、航空混成団の隊務を統括する。

第二十一条第一項中「航空方面隊」の下に、「航空混成団」を、「航空方面隊司令部」の下に、「航空混成団司令部」を加える。

第三十三条中「以下『学生』という。」を削り、「その他を」、防衛医科大学の学生(同法第三十三条の二第一項の教育訓練を受けている者という。)その他」に改める。

第四十八条第一項中「の長(以下本条中「学校長」という。)」を「又は防衛医科大学校の長(以下この条において「学校長」という。)」に、「学生を「防衛庁設置法第三十三条第一項の教育訓練

又は同法第三十三条の第二項の教育訓練を受けている者（以下この条、第五十条、第五十条の二、第五十八条第二項、第九十六条第一項及び第九十八条の第二項において「学生」という。）に改める。

第六十二条に次の一項を加える。

4 長官は、前項に規定する承認のうち、第二項の地位につくことに係る承認を行ない、又は行なわないこととする場合には、自衛隊離職者就職審査会に付議し、その議決に基づいて

行なわなければならない。
第六十四条の次に次の一条を加える。

(防衛医科大学学校卒業生の勤続に関する義務第六十四条の二 防衛医科大学学校卒業生(防衛庁設置法第三十三条の二第二項に規定する防衛医科大学学校卒業生をいう。第九十八条の二

において同じ。は、当該教育訓練を修了した
後九年の期間を経過するまでは、隊員として
勤続するように努めなければならない。

第六十六条第二項中「三万六千三百人」を「三

万九千六百人」に改める。
第九十八条の次に次の一条を加える。

(積還金)

第九十八条の二 防衛医科大学校卒業生は、当該教育訓練の修了の時以後はじめて離職した

第九十八条の二 防衛医科大学校卒業生は、当該教育訓練の修了の時以後はじめて離職した

ときは、当該教育訓練を修了した後九年以上の期間隊員として勤務していた場合を除き、当該教育訓練に要した職員給与費、研究費その他の経常的経費の学生一人当たりの額をこえない範囲内において、当該教育訓練の修了後の隊員として勤務期間を考慮して政令で定める金額を国に償還しなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

一 死亡により離職したとき。
二 公務による災害のため心身に故障を生じ、第四十二条第二号の規定に該当して免職されたとき、又は同条第四号の規定に該

前項の規定による償還義務は、本人の死亡により消滅する。

長官は、不具廢疾により第一項の規定による償還ができなくなつた者に対しては、政令で定めるところにより、その償還すべき金額の全部又は一部の償還を免除することができる。

前三項に定めるもののほか、第一項の規定による償還に関し必要な事項は、政令で定める。

別表第一中「福岡県筑紫郡春日町」を「春日市」

に改める。

別表第三中「西部航空方面隊」を「西部航空司令部一福岡県筑紫郡春日町」を「西部航空

附則

西部航空方面隊司令部	春日市に改
南西部航空方面隊司令部	那覇市に改

規定、同法第三十一条の改正規定（防衛医科大

改正規定並びに第二条中自衛隊法第三十三条及

び第四十八条第一項の改正規定、同法第六十四

条の次に一条を加える改正規定並びに同法第九十八條の次に一條を加える改正規定は、公布の日から起算して六月をえない範囲内において政令で定める日から、第二條中自衛隊法第二十條

の改正規定、同法第二十条の七の一部を改め、同条を同法第二十条の八とし、同法第二十条の六を同法第二十条の七とし、同法第二十条の五を同法第二十条の六とし、同法第二十条の四の

次に一条を加える改正規定、同法第二十一条第一項の改正規定及び同法別表第三の改正規定（南西航空混成団に係る部分に限る。）は、昭和四十八年七月一日から施行する。

国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第十六号中「並びに」の下に「自

衛隊離職者就職審査会、」を加える。

防衛庁職員給与法（昭和二十七年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「防衛施設庁の職員で一般職に属するものを」を「一般職に属する職員」に改める。

理由

防衛医科大学校及び自衛隊離職者就職審査会を
 設けるとともに、自衛隊の任務の遂行の円滑を図
 るため、航空自衛隊航空総隊の編成に航空混成団
 を加えるほか、予備自衛官の員数を改める等の必

委員長の報告を求めます。

内閣委員長三原朝雄君。

○三原朝雄君 ただいま議題となりました防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案の要旨は、陸上自衛官千人、海上自衛官三千六百五十人、航空自衛官二千九百十八人、統合幕僚会議の自衛官五人、合計六千九百八十八人を増員すること。

陸上自衛隊の予備自衛官三千人、海上自衛隊の予備自衛官三百人、合計三千三百人を増員すること。

自衛隊の医官不足を抜本的に解消するため、防衛庁本庁の付属機関として防衛医科大学を設置すること。

防衛庁本庁の付属機関として自衛隊離職者就職審査会を設け、離職した自衛隊員が営利企業の役員等へ就職しようとする場合の承認については、同審査会の議決に基づいて行なうこととする。

航空総隊の編成に、司令部及び航空隊その他の直轄部隊からなる航空混成団を加え、新たに司令部の所在地を那覇市とする南西航空混成団を設けること等であります。

本法案は、三月二日本会議において趣旨説明が行なわれた後、同日本委員会に付託、四月二十六日政府より提案理由の説明を聴取し、六月八日より質疑に入り、六月十一日から三日間にわたり、本法案審査のため沖縄に委員を派遣し、実情調査を行ない、六月十四日その報告を聴取し、翌六月十五日、十九日、二十一日、二十二日と前後六日間にわたり慎重に審査を進めてまいりましたのであります。

その間、国際情勢の分析と防衛力整備の必要性、わが国の防衛の対象と脅威の実態の認識、米国の極東戦略の変化と自衛隊との関係、米国の総合戦力構想とわが国の防衛分担との関係、自衛権行使の要件と態様、専守防衛力の限界、特に公海、公空上における行動上の限界、本法案成立前における沖縄への自衛隊配備と国会の文民統制と

の関係、南西航空混成団等の沖縄配備の必要性、自衛官の欠員と増員との関係、自衛官募集の現状とそのあり方、天皇と自衛隊との関係、自衛隊における隊員教育のあり方、防衛医科大学設置の目的と必要性、沖縄をはじめとする在日米軍基地の役割と縮小方針、沖縄返還に伴う対米請求権問題の早期解決等、わが国の防衛に関する各般の問題にわたって質疑が行なわれたのであります。

その詳細は会議録に譲ることといたします。かくて、六月二十二日採決の結果、多数をもって本法案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、六月二十六日、本法案に関し発言があり、日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党及び民社党の各党委員より賛否の意見表明が行なわれましたことを申し添えておきます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 討論の通告があります。順次これを許します。木原実君。

【木原実君登壇】

○木原実君 私は、日本社会党を代表して、防衛二法の改正案に反対の討論を行ないます。(拍手)

この法案は、いま討論が始まり、固もなく採決が行なわれ、やがて参議院に送付されて、きびしい審議の対象にされようとしているのであります。けれども、法案の主要な中身は、すでに半年も早く沖縄のほうに飛んでおるのであります。沖縄県民の激しい反対をものとせず、陸海空四千八百名と申しますから、予定のはは九〇％にのぼる人員が現地に展開を終わっているであります。まことにけしからぬ話であります。

口を開けば、シビリアンコントロールの最高のは国会であるとしてまいりましたのは、政府自身であります。ところが、その国会の意思はいまだ決せず、法案の成否もさだかでないというのに、事態は一方的に進んでおります。どこにシビリアンコントロールがあるのか、どこに国会の意

思、つまり国民の意思の尊重があるのか、まことに許しがたい独断専行の措置といわなければなりません。(拍手)

さらに、もしこの法案が成立せず、間接的にせよ、国会の意思が自衛隊の沖縄派遣を否定したとしたら、自衛隊は沖縄から撤収するののかといえ、そうではない。法案がたとえ成立しなくとも、このままで断じてやりますと言ふ制服の幹部がおる。政府もまたそう言ふ。断じてなどというこ

とは、こんなところに使はすのことはじやないのです。何とも危険な、それ自体が国会への、シビリアンコントロールへの挑戦だといわなければなりません。(拍手)

自衛隊の沖縄派遣につきましては、さきの沖縄国会以来、激しい論議が本院においても行なわれてまいりました。しかるに、沖縄復帰後、いわゆる久保・カーチス協定、日米事務レベルの協定と称する取りきめをてことして、国会の意思にかかわらず、自衛隊の派遣を計画し、実施に移してきたのであります。

政府にも言い分があります。復帰によって、当然当方でやらなければならぬものが出てきた。民生協力がそれだと言ふ。第一、沖縄を防衛上のあき家にしておくわけにはいけません。いままでの派遣は、防衛庁長官の権限でやることをやったのだからわかつてくれと、つい先日総理は、自衛隊の最高責任者として、われわれに釈明をいたしました。しかし、幾ら総理がわかつてくれと申しましたも、これほどわからぬことはありませ

ん。

第一に、一長官の権限で、五千名をこえる陸海空の大部隊を臨時に編成し、国会の賛否の論にはおかまいなく、現地県民の反対に抗してこれを動かすというのであれば、自衛隊はその気になれば何でもできるということになります。それが現行法に照らして違法でないからだというのであれば、その法の不備を正すことを先決だといわなければなりません。(拍手)

第二に、自衛隊の沖縄配備の防衛政策上の根拠は、危険でかつあいまいであります。自衛隊は、一体沖縄の何を守ろうとするのか。民生協力だけだというなら、民間の救援隊を編成し、その施設をつくってやればよろしい。しかし、現地において見る限り、沖縄の自衛隊は、あの巨大な米軍基地のガードの役割をし持っているという印象がまことに強烈であります。(拍手)米軍から買収した中古のナイキを後生大事に操作する自衛隊。復帰のとき、返還の目玉商品だとさえ言われたが、一年たっても一向に立ち去らない那覇空港のF104。この航空自衛隊のF104の機は、先般、こともあろうに、離島から那覇に向かう定期便の旅客機目掛けてスクランブルをかけるという始末であります。日本の自衛隊機が巨大な米軍基地の鼻先で、同じ日本の旅客機目掛けて警戒発進をする。まさに、沖縄における自衛隊の悲劇を象徴するようなできごとで、多少の事情を知る者にとりましては、ばかばかしくて涙がとまりません。

ばからしいと言えば、最近の自衛隊、ミステリーめいた事故が多過ぎるのではないでしようか。宇都宮の陸上航空隊では、ビールをひっかけた整備の隊員が、堂々と連絡機を引っぱり出して乗り逃げをする。あわてた長官が、全力をあげてさがし出せと厳命したというのに、この前代未聞の乗り逃げ機、水に消えたか、地にもぐったか、杳としてその消息さえもつかめないではありませんか。

真夏のミステリーというには季節はまだ早い。笑いごとでは済まされない問題ではないでしようか。

一体、自衛隊の武器管理、隊員の掌握はどうなっているのか。考えようによってははたえにアワを生ずるような問題がひそんでいいると思ふのであります。しかも、事件後相当の日数がたつて消

息もつかめないというのでは、あの二百数十億円

昭和四十八年六月二十八日 衆議院会議録第四十七号 防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案

一〇八九

昭和四十八年六月二十八日 衆議院會議録第四十七号 防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案

もかけて配備をしたバッチャーやリーダーは、一体どこを向いて回っているのかといわざるを得ません。

自衛隊にとって必要なことは、人員の増強でも新しい装備の導入でもなく、その体制の改革であります。

幸いにして、俊敏の誉れ高い新長官がピンチヒッターとして登板をしたばかりでもございませう。この際、自衛隊の根こそぎ、総ざらいの点検をして、思い切った体制改革の措置をとり、その実があるのを待って、この法案の賛否の議決を行なうても、決して国民に迷惑をかけることはな

いと思ふものでありますけれども、与党の皆さん、いかがなものでございませうか。(拍手)

およそ国の平和、安全、防衛などということとは、ただ高価な武器をそろえ、そのための人をふやし、土地を与えるだけで何とかがなし得るといふものではありません。内政、外交の絶えざる充実と国民の民主的団結こそ、平和と安全の基礎であります。

ところが田中内閣、その最も重要な施策の面において、いたずらに破壊と混乱を繰り返しているではありませんか。絶望的な物価高、インフレーション、この島国でとれた魚も、水銀やPCBの吟味をしなければ食べられないところまできた公害のたれ流し、都会では、大の男がサラーマンとして一生働いても、いまや小さなマイホームさえも持てない。多くの国民は、GNP世界第二位の国にあって、その政策を進める政府と与党の政治に、怒りと不信の声をみなぎらせているではありませんか。(拍手)

医者が足りないのは自衛隊だけではありません。ところが、防衛医科大学校は、大金を投じて自衛隊だけの医師を養成しようという。それにしても、定員の三五%ほどしか医師が充足できない自衛隊の姿は、異常ではないでしょうか。その異常な姿を、自衛隊に対する国民の批判のあらわれであると受けとめて、みずからの姿を

改めていくという発想が、防衛医大をつくることよりもはるかに大事なことでないでしょうか。(拍手)

問題は、このようにことだけにとまりません。田中総理は一カ月後にはアメリカに行き、ニクソン大統領と会談をされる。米国の防衛分担の問題が主たる問題になるだろうという観測もあります。

ベトナム後の情勢に対処するアメリカ側の戦略は、総合戦力構想などというものが強調され、アジアにおいては、特にわが国の防衛力の強化に多くの期待と要求を持っておることを隠しておりません。

わが自衛隊の歴史は、直線的な増強一途の歴史でありますけれども、それは国民世論にささえられて伸びてきた歴史ではありません。常にアメリカからの要求に促されて増強されてきた歴史であります。それは、しよせんアメリカの戦略に従属し、それを補完するための防衛力であつて、日本の自衛隊はだれのための、何のための軍力かと常に疑問を新たにせざるを得ないものがあります。(拍手)

田中総理は、先日、「中国に存在する核は、日本にとって脅威ではない」と明言されました。私たちは、この総理の発言をきわめて重視いたしております。なぜなら、わが国の防衛政策が、日米安保のもと、中国の核を脅威と受けとめることを前提として展開されてきたことは、まぎれもない事実であります。おそらく総理は、日中の国交正常化という、総理にとっては唯一の外交的成果を踏まえて、これまでの前提を否定されたのでありましょ。

それならば、四次防を含めて、わが国の防衛政策は、それなりの変化が求められなければならないません。このようにして、わが国の防衛政策は、内外ともに転機に立っているといわなければならないかもしれません。しかるに、この防衛二法案は、このような課題

に沿うには、あまりにもみみっちい、継ぎはぎ政策であつて、とうてい論ずるには足りません。私は、この際、本院が全会一致、すみやかにこの法案を否決して、一つには、現在の自衛隊に対する頂門の一針として、一つには、軍事力の縮小に向けて、防衛政策の抜本的転換をはかる導火線とすることこそ、いま本院のなすべき最善の道であると確信するものであります。(拍手)

どうぞ自由民主党の諸君を含めて、今後の防衛政策に対する転換を生み出すために反対されることを希望いたします。討論を終わります。(拍手)

議長(前尾繁三郎君) 奥田敬和君

〔奥田敬和君登壇〕

○奥田敬和君 私は、自由民主党を代表して、ただいま議題となつております防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案に対し、賛成の意見を表明いたしたいと思ひます。(拍手)

最近の国際情勢を見ると、かつて一九五〇年代に見られたようなきびしい東西の対立は、相互信頼の回復とともに、次第に緩和しきつてあり、特に近年に至つて、その傾向は、一そう顕著なものとなつてきております。

最近の米ソ、米中の接近、日中国交の正常化、そしてつい先日行なわれた米ソ核戦争防止協定の調印などは、世界の情勢が、大勢としては、緊張緩和の方向に向かつて、大きく動いていることを示しております。このような動きが、わが国にとつても、また世界平和にとつても、きわめて好ましいことであることは、言うをまたないところであります。

しかしながら、民族の存立の基盤である国の安全といふことを考える場合、こうした最近の動きは高く評価するものの、その背後にある幾つかの問題点を見のがすわけにはまいりません。

まず第一に、国際情勢といふものは、本来流動的であり、また、変化しやすきものであることは、過去の歴史がわれわれに教えてくれるところでありま。

大戦後の一例をあげるならば、かつて一九五九年、ソ連のフルシチョフ首相が米国を訪問し、キャンプ・デービッド精神がうたわれたとき、世界はあたかもその将来がバラ色に輝くがごとく論じられたものでありましたが、その翌年、米国の偵察機U2機がソ連領を飛ぶに至つて、一瞬にしてその期待が雲散霧消してしまつた事実を、私は忘れることができません。(拍手)

要するに、国際情勢は緊張と緩和の繰り返してあり、最近の緊張緩和の傾向をもつて、直ちに世界の将来が平和の途に向かうと推測することは、あまりにも即断にすぎるといわざるを得ません。

私は、国際社会といふものは、本質的には法の秩序を欠く社会であるという認識を持つております。

世界の国々は、口には恒久平和を唱えておりますが、一たん自国に關係する問題が生ずれば、あらゆる手段を尽くし、国益の追求に邁進しているのが、遺憾ながら国際社会におけるきびしい現実の姿であります。

さらに、見のがしてならないことは、最近の政治的な緊張緩和は、それをもつて直ちに軍事的な緊張緩和につながつていないという事実であります。

世界のどの国を見ても、近年の国際情勢の推移を見て軍備を縮小したという例はなく、いずれの国も、既存の集団安全保障体制のワク組みを維持しつつ、その中で自国の軍力整備、充実を怠つてはおりません。

阿ドイツを中心とする東西の交渉、ソ連が提唱する欧州安全保障協力会議の開催など、政治的には緊張緩和が大いに伝えられているヨーロッパにあつても、一方においては、ワルシャワ条約機構軍の戦車や、火炮が大幅に増強されているという事実は、このことを端的に物語つております。

このような国際社会の実態を踏まえて見ると、わが国が自国の安全を守るために、日米安保

体制のワク組みの中で、平和憲法の認める最小限の自衛力を持つことは当然のことであります。

(拍手)

しかしながら、残念なことは、次期政権構想を夢みている一部政党に、最近に至ってもなお、非現実的な非武装中立論のあることであります。それが人類悲願の理想であるとはいえず、国際社会の現実を無視した、安易な幻想を国民に与え、わが国の安全保障に関する国民的コンセンサスを形づくる上で、大きな断層を生んでいることでもあります。

政治は、現実を踏まえて行なわなければなりません。非武装中立は、学者の理論たり得ても、政治家の取るべき現実政策としては、とうてい受け入れがたいものであります。(拍手)

現代の軍事力の意義は、戦争を遂行する力としての側面よりも、戦争を抑止する力としての側面に比重が移りつつあるといえましよう。

わが国の防衛力は、戦後ゼロからスタートいたしました。その後、日米安保体制を基調としつつ、国力の許す範囲において漸進的に、戦争抑止力としての専守防衛の自衛力を整備してまいりました。そして、先般決定された四次防計画によって一応の形を見るに至りましたが、それを法的側面から達成しようとするのが、たゞいま議題になっている、この法律案なのであります。

本法律案は、自衛官、予備自衛官の増員と南西航空混成団、防衛医科大学校、自衛隊離職者就職審査会の新設をおもな内容としております。

自衛官の増員のうち、その半数以上は、すでに昭和四十六年度以降三年にわたって取得した艦艇、航空機などを実際に運用するために必要な人員であります。残りの増員は沖繩防衛の任務を果たすための人員であり、また、南西航空混成団の設置は、本土を遠く離れた沖繩の地において、所在の防空部隊を有機的に運用するために必要とされるものであります。

沖繩が祖国に復帰した以上、わが国がみずから

の手でその防衛の任に当たることは当然の責務であります。(拍手)

自衛官の定数については、現在、昭和四十六年以前の増員が認められなかったため、やむを得ず、法律上防衛庁長官に認められた権限に基づき、既存の部隊から人員をやりくりして配備につかせておりますが、その結果、本土における防空機能の一部停止、隊員の負担過重など、種々の弊害が生じてきており、一刻も早くかかる事態を解消し、正常に戻す必要がであります。

また、予備自衛官の増員は、従来から計画的に進めてきたところであります。量より質の少数精鋭を旨として整備してきたわが防衛力にとって、経験豊かな予備勢力の確保は、きわめて重要な施策であります。

防衛医科大学校の設置は、慢性的な医官不足に悩み、しかも逐年低下の傾向にある自衛隊医官の充足を根本的に解決しようとするものであります。

自衛隊部隊は、都市部から離れ、僻地の地に所在するものが多く、教育訓練中の隊員の傷病事故に対する応急体制を整備しておく必要がであります。また、医官の養成に長期間を要することなどを考慮するとき、その設置は急務を要する問題であります。

自衛隊離職者就職審査会は、離職した隊員の再就職について、天下りの弊を排し、より公正を期するため、第三者機関による審査を経ることとするものであつて、これはかねてよりの国会における批判にもこたえるものであります。

以上、本法案は、現在の国際情勢下において、わが国の防衛力整備の上から見てまことに必要なものであり、国民大多数がこれを支持するものであると深く確信するものであります。(拍手)

最後に、政府に要望したい点を申し上げます。

第一に、今日の世界において、平和憲法を守り、非核三原則を堅持し、いたずらに軍備の拡大を求めないという現在のわが国の防衛体制は、ま

さに世界に誇るべきものであります。(拍手)今後ともこの体制を堅持していくことを、私は強く要望するものであります。

第二に、一国の安全は、もとより単に防衛力の整備のみによつて保持されるものでないことは申すまでもありません。諸外国との協調を基本とする外交政策の推進と、経済、福祉など各般にわたる内政施策の充実があつて、初めて国の安全保障が全うされるものであることを銘記すべきであります。この面での政府の一そうの御努力を要望いたします。

第三に、一国の防衛は、国民の支持と理解があつてこそ成り立つものであり、そのためには、何よりも自衛隊自身が国民から信頼されるに値するものでなくてはなりません。いやしくも一般の航空機乗り逃げ事件のような、国民信頼を裏切る不祥事が二度と起こらないように厳戒すべきであります。

自衛隊員各人が祖国防衛の誇りと情熱を堅持しているものとたく信じて疑いませんが、政府は、さらに自衛隊に対する国民理解を深めるための施策、自衛隊員の処遇を改善するための施策など、物心両面にわたる施策を一そう推進されんことを要望いたします。

終わりに、沖繩への自衛隊配備について、一言触れたいと思います。

沖繩県民が、過ぐる大戦において筆舌に尽くしがたい惨禍をこうむり、さらに、戦後四半世紀の長きにわたつて米国の占領下にあつたという特殊事情のため、本土復帰に伴つて配備された自衛隊をすなおには受け入れがたいという感情があることは、十分理解できるものであります。

したがつて、自衛隊が沖繩県民のすべてから、同じ同胞として、沖繩県民として理解をもつて受け入れられるためには、県民要望にこたえ、民生の安定、福祉の向上等諸施策の推進、さらに米軍基地の整理縮小など、各般にわたる施策を政府においてより積極的に推進されるよう強く要望いたします。

しまして、本法律案に対する私の賛成討論といたします。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 中路雅弘君。

(中路雅弘君登壇)

○中路雅弘君 私は、日本共産党・革新共同を代表し、防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案に対する反対討論を行ないます。(拍手)

今回の防衛二法の改正は、大量の自衛隊員の増員と自衛隊の沖繩配備の強行、防衛医科大学校の設置など、日本とアジアの平和と安全を願う日本国民にとって、とうてい許すことのできない危険な内容を持つものであります。(拍手)

なぜならば、防衛二法改正は、ベトナム協定以後も、アジアにおける力の政策を推進するため、日本を米軍の前進展開の拠点として固めると同時に、ニクソン・ドクトリンの総合戦力構想に基づいて、日本に軍事的責任分担の増大を押しつけるという、アメリカの対日政策に一そうかたき結びつけられるからであります。

あらためて指摘するまでもなく、日米沖繩協定の発効及び日米安保条約の円滑かつ効果的実施を取りきめた昨年八月のハワイにおける田中・ニクソン会談以後、日米安保条約すなわち日米軍事同盟の侵略的変貌は、著しいものとなつています。

現に、横須賀を米第七艦隊母港ミッドウエーの母港にする計画、関東地方の米空軍基地を横田基地へ集中し、横田基地をアメリカ戦略輸送空軍の一大拠点にして、アジア全域に対するアメリカの軍事介入態勢を強化しようとする、関東計画の実施、さらには、岩国、三沢、嘉手納など一連の在日米軍基地の機能の再編強化などが一斉に進められていきます。

この場合、国民がさらに憤激せざるを得ないのは、これらの在日米軍基地の再編、機能強化が、地位協定の制約すら無視して、数百億円の巨額の国民の血税をアメリカ帝国主義のために注ぎ込もうとしていることでもあります。

アメリカ帝国主義の極東戦略の再編に全面的に追随しつつ、対米従属と憲法違反、国民弾圧の自衛隊を増強し、侵略的な日米軍事同盟と日米共同作戦体制を飛躍的に強化することを目ざしていることにあります。

以上の立場に立つて、今回の防衛二法改正について具体的に指摘しなければならぬ第一の問題点は、大量の自衛隊員の増員と自衛隊の沖縄配備の強行であります。

自衛隊員の大増員は、四十六年度、四十七年度と二回にわたって、国民と国会の承認を得ることができず廃案となった自衛官増員計画に、新たに二千八十人の増員を上せし、総計七千人を増員するといふもので、断じて許すことのできないものであります。

しかも、その増強七千人のうち、二分の一が沖縄配備のための増員によって占められています。南西航空混成団の設置をはじめ、沖縄に配備される陸海空の部隊は、決して沖縄を守るためのもので、また本土を守るためのもでもありません。まさにそれは米軍と米軍基地を守るガードマンの役割りを果たすものであり、さらにまた、危険な日米共同作戦体制の飛躍的強化を目ざすもの以外の何ものでもないことは明白であります。

(拍手)

自衛隊の沖縄配備は、昭和四十八年七月一日をもって沖縄への自衛隊配備を行ない、米軍の極東戦略の一部を肩がわりすることを取りきめた久保・カーチス取り決めに基づくものであり、アメリカからの強い要請にこたえたものであります。

久保・カーチス取り決めは、日米二国間の事実上の条約的取りきめであり、当然国会の審議と承認を必要とするものでありながら、国会審議も承認も行なわれていない違法なものであります。にもかかわらず、政府・自民党は、この久保・カーチス取りきめをたてに、防衛二法改正案が国会で審議される前に、また、国会の審議の帰結いかんにかかわらず、強力な自衛隊の沖縄配備をあくまで

強行しようとしているのであります。

これは、二重、三重の国会無視の行為であり、このようなやみ部隊を断じて認めることはできません。直ちに撤退させるべきであります。

第二の重要な問題点は、防衛医科大学の設置であります。

政府は、防衛医科大学の設置は自衛隊における医官不足を補うための医官の養成だと説明していますが、その真のねらいは、中曾根元防衛庁長官の訪米報告で明らかのように、アメリカの近代軍事医学、軍医技術を吸収し、米軍援助のもとに、自衛隊による軍事医学研究者の養成及び軍事医学研究を進める体制をつくり上げることにあることは明らかであります。

アメリカの近代軍事医学とは、あのベトナム、インドシナ地域において、ボール爆弾や各種の毒ガス、枯れ葉作戦などに代表されるような、残酷な殺傷に使用されたものであることは否定することのできない事実であります。防衛医科大学の設置がアメリカ近代軍事医学、軍医技術を吸収することを目的としていることは、自衛隊が人民を殺傷するための生物化学兵器の大規模な開発と研究に踏み出すためではないかという重大な疑惑を持たざるを得ないのであります。

わが党は、この点を質疑の中で指摘しましたが、政府、防衛庁は、将来どんな研究が行なわれるか、具体的な問題についての答弁をことさらに避け、国民の疑惑が根拠のないものでないことを浮き立たせたのであります。

また、防衛医科大学設置が、あの戦前の軍国主義時代にさえなかった自前の医官養成、軍事医学研究体制をつくるという点でも、さらにまた、教育基本法並びに学校教育法に基づく学問・研究の自由を奪った違法なものである点でも、監視できない重大な問題であります。

日本共産党・革新共同は、以上指摘したような点からも、今回の防衛二法改正を断じて許すことはできません。(拍手)

しかも、この際つけ加えておきたいのは、政府・自民党が、増原防衛庁長官を通して、天皇の発言を利用し、防衛二法改正を有利に運ぼうとしたことでもあります。わが党は、天皇が国政に介入した問題を含めて、天皇発言を利用しようとしたことを、あらためてここにきびしく糾弾するものであります。(拍手)

日本共産党・革新共同は、今回の防衛二法改正に全面的に強く反対するとともに、対米従属と憲法違反、国民弾圧の自衛隊を解体し、隊員の平和産業への転職を国家が保障すべきであることを主張します。同時に、自由民主党の日米軍事同盟堅持、対米従属的な軍国主義復活強化に反対し、安保条約を廃棄し、国の真の独立と主権を回復し、平和、中立の日本を目ざして引き続き奮闘することを表明し、反対討論を終わります。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) これにて討論は終局いたしました。

採決いたします。

本案の委員長報告の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(前尾繁三郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)

日程第二 工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(前尾繁三郎君) 日程第二、工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律案

国会に提出する。

昭和四十八年三月十五日
内閣総理大臣 田中 角榮

工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律

工場立地の調査等に関する法律(昭和三十四年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

工場立地法

第一条中「工場適地等の調査及び工場又は事業場の設置に関する助言又は勧告を」工場立地に關する調査を実施し、及び工場立地に關する準則等を公表し、並びにこれらに基づき勧告、命令等」に、「健全な発展を」健全な発展と国民の福祉の向上に改める。

第二条の見出しを「(工場立地に関する調査)」に改め、同条第一項中「及び工場立地の動向の調査」を、「工場立地の動向の調査及び工場立地に伴う公害の防止に関する調査」に改め、同条に次の一項を加える。

4 第一項の工場立地に伴う公害の防止に関する調査は、大規模な工場又は事業場の設置が集中して行なわれると予想される地区及びその周辺の地域で調査をすべきものを實地に調査し、当該地区及びその周辺の地域に係る地形、風向、潮せきその他の自然条件並びに土地利用の現況、環境保全及び開発整備の方針その他の社会的条件に関する資料を収集し、並びにその実地調査の結果及び収集した資料に基づき、電子計算機、模型その他の機械及び装置を使用して解析することにより行なう。

第三条中「第十条第一項」を「第十五条の三」に改める。

第四条の見出しを「(工場立地に関する準則等の公表)」に改め、同条中「製造業等を所管する大臣は」の下に、「関係行政機関の長に協議し、かつ」を加え、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

通商産業大臣及び製造業等を所管する大臣は、関係行政機関の長に協議し、かつ、工場立地及び工業用水審議会の意見をきいて、次の事

項につき、製造業等に係る工場又は事業場の立地に関する準則を公表するものとする。

一 製造業等の業種の区分に応じ、生産施設(物品の製造施設、加工修理施設その他の省令で定める施設をいう。以下同じ。)、緑地(植栽その他の省令で定める施設をいう。以下同じ。)、及び環境施設(緑地及びこれに類する施設で工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するものとして省令で定めるものをいう。以下同じ。のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合に関する事項

二 環境施設及び設置の場所により工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の悪化をもたらすおそれがある施設で省令で定めるものの配置に関する事項

三 前二号に掲げる事項の特例に関する事項で、工業団地(製造業等に係る二以上の工場又は事業場の用に供するための敷地及びこれに隣接し、緑地、道路その他の施設の用に供するための敷地として計画的に取得され、又は造成される一団の土地をいう。以下同じ。に工場又は事業場を設置する場合に工業団地について一体として配慮することが適切であると認められるもの

第六条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

製造業等に係る工場又は事業場(省令で定める業種に属するものを除く。)であつて、一の団地内における敷地面積又は建築物の建築面積の合計が政令で定める規模以上であるもの(以下「特定工場」という。の新設(敷地面積若しくは建築物の建築面積を増加し、又は既存の施設の用途を変更することにより特定工場となる場合を含む。以下同じ。))をしようとする者は、省令で定めるところにより、次の事項を通商産業大臣及び当該特定工場に係る事業を所管する大臣に届け出なければならぬ。ただし、当該特定工場の設置の場所が、第二条第四項に規定する地

区のうち同項の規定による調査の結果に基づき大気又は水質に係る公害の防止につき特に配慮する必要があると認められる地区で通商産業大臣が工場立地及び工業用水審議会の意見をきいて指定するもの(以下「指定地区」という。に属しない場合には、第六号の事項については、この限りでない。

第六条第一項第二号中「その内容」を「加工修理の内容、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業に属するものにあつては特定工場の種類」に改め、同項第四号を削り、同項第五号中「設置のための工事の開始の日」を「新設のための工事の開始の予定日」に改め、同号を同項第七号とし、同項第三号の次に次の三号を加える。

四 特定工場の敷地面積及び建築面積

五 特定工場における生産施設、緑地及び環境施設(面積並びに環境施設及び第四号第一項第二号の省令で定める施設の配置(工業団地に特定工場の新設をする場合には、当該工業団地の面積並びに緑地、環境施設その他の省令で定める施設の面積及び環境施設の配置を含む。))

六 特定工場における大気又は水質に係る公害の原因となる省令で定める物質(以下「汚染物質」という。の最大排出予定量及びその予定量をこえないこととするための措置

第六条に次の一項を加える。

3 特定工場に係る事業を所管する大臣は、第一項の規定による届出で当該特定工場の設置の場所が指定地区に属するものを受理したときは、遅滞なく、その届出書の写しを環境庁長官に送付するものとする。

第七号及び第八号を次のように改める。

第七号 前条第一項の規定に基づく政令の改廃の際現に当該政令の改廃により新たに同項の規定の適用を受けることとなる特定工場の設置をしている者(当該特定工場の新設のための工事をしている者を含む。は、当該特定工場に係る同

項第二号又は第四号から第六号までの事項(同項第五号の事項にあつては、当該特定工場内の生産施設、緑地若しくは環境施設の面積又は環境施設若しくは第四号第一項第二号の省令で定める施設の配置に係る事項に限り、前条第一項第六号の事項にあつては、当該特定工場の設置の場所が指定地区に属する場合に限る。次条第一項において同じ。に係る変更(省令で定める軽微なものを除く。))で当該特定工場となる日以後最初に行なわれるものをしようとするときは、省令で定めるところにより、その旨及び前条第一項第二号又は第四号から第六号までの事項で当該変更に係るもの以外のものを通商産業大臣及び当該特定工場に係る事業を所管する大臣に届け出なければならぬ。ただし、当該特定工場の設置の場所が指定地区に属しない場合には、同項第六号の事項については、この限りでない。

2 前条第二項の規定は前項の規定による届出について、同条第三項の規定は前項の規定による届出のあつた場合について、それぞれ準用する。

(変更の届出)

第八号 第六条第一項又は前条第一項の規定による届出をした者は、当該特定工場に係る第六条第一項第二号又は第四号から第六号までの事項に係る変更(前条第一項の省令で定める軽微なものを除く。))をしようとするときは、省令で定めるところにより、その旨(当該変更が、指定地区の指定のあつた際現に当該指定地区において設置されており又は新設のための工事がされている特定工場についての同項第二号又は第四号から第六号までの事項に係る変更で当該指定の日以後最初に行なわれるものであり、かつ、その変更に係る事項が同項第六号の事項以外の事項である場合には、その旨及び同号の事項)を通商産業大臣及び当該特定工場に係る事業を所管する大臣に届け出なければならぬ。

2 第六条第二項の規定は前項の規定による届出について、同条第三項の規定は前項の規定による届出のあつた場合について、それぞれ準用する。

第九号第二項中「前項」を「前二項」に改め、「第六条第一項」の下に、「第七号第一項又は前条第一項」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 特定工場に係る事業を所管する大臣は、第六条第一項、第七号第一項又は前条第一項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る事項のうち第六条第一項第五号の事項が第一号に該当し、又は同項第六号の事項が第二号に該当するときは、通商産業大臣に協議して、その届出をした者に対し、同項第五号又は第六号の事項に関し必要な事項について勧告をすることが出来る。

一 第四号第一項の規定により公表された準則に適合せず、特定工場の周辺の地域における生活環境の保持に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

二 特定工場の設置の場所が指定地区に属する場合において、当該特定工場からの汚染物質

昭和四十八年六月二十八日 衆議院会議録第四十七号 工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律案

一〇九三

昭和四十八年六月二十八日 衆議院會議録第四十七号 工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律案

の排出が当該指定地区において設置され又は設置されたと予想される特定工場からの汚染物質の排出と一体となることによりその周辺の地域における大気又はその周辺の公共用水域における水質に係る公害の防止に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

第二項から第十五条までを削り、第十条第二項を削り、同条を第十五条の三とし、同条の次に次の二条を加える。

(経過措置)
第十五条の四 この法律の規定に基づき政令又は省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ、政令又は省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(権限の委任)

第十五条の五 この法律の規定により通商産業大臣又は特定工場に係る事業を所管する大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長又は都道府県知事に行なわせることができる。

第九条の次に次の七条を加える。

(変更命令)

第十条 特定工場に係る事業を所管する大臣は、前条第二項の勧告を受けた者がその勧告に従わない場合において、特定工場の新設等が行なわれることにより同項各号に規定する事態が生じ、かつ、これを除去することがきわめて困難となると認めるときは、通商産業大臣に協議して、その勧告を受けた者に對し、その勧告に係る事項の変更を命ずることができる。

2 前項の規定による命令は、当該勧告に係る届出のあつた日から九十日以内になければならない。

(実施の制限)

第十一条 第六条第一項の規定による届出をした者、第七条第一項の規定による届出をした者又は

は第八条第一項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から九十日を経過した後でなければ、それぞれ、当該特定工場の新設をし、又は第七条第一項若しくは第八条第一項の規定による届出に係る変更をしてはならない。

2 通商産業大臣及び当該特定工場に係る事業を所管する大臣は、第六条第一項、第七条第一項又は第八条第一項の規定による届出に係る事項のうち第六条第一項第五号及び第六号の事項以外の事項について、その内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

3 特定工場に係る事業を所管する大臣は、第六条第一項、第七条第一項又は第八条第一項の規定による届出に係る事項のうち第六条第一項第五号又は第六号の事項について、その内容が相当であると認めるときは、通商産業大臣に協議して、第一項に規定する期間を短縮することができる。

(氏名等の変更の届出)

第十二条 第六条第一項又は第七条第一項の規定による届出をした者は、第六条第一項第一号の事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣及び当該特定工場に係る事業を所管する大臣に届け出なければならぬ。

2 第六条第三項の規定は、前項の規定による届出のあつた場合について準用する。

(承認)

第十三条 第六条第一項又は第七条第一項の規定による届出をした者から当該特定工場を譲り受け、又は借り受けた者は、当該特定工場に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2 第六条第一項又は第七条第一項の規定による届出をした者について相続又は合併があつたときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前二項の規定により第六条第一項又は第七条第一項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を通商産業大臣及び当該特定工場に係る事業を所管する大臣に届け出なければならぬ。

4 第六条第三項の規定は、前項の規定による届出のあつた場合について準用する。

(認定)

第十四条 事業者で、当該事業の用に供している建築物若しくは機械若しくは設置の廃棄又は当該機械若しくは設置の譲渡をすることにより環境施設の整備をしようとするものは、当該環境施設の整備に関する計画を当該事業を所管する大臣に提出して、その計画が当該工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に著しく寄与するものである旨の認定を受けることができる。

2 当該事業を所管する大臣は、前項の認定をしようとするときは、通商産業大臣に協議しなければならない。

3 前二項に規定するもののほか、第一項の認定及びその取消しに関し必要な事項は、政令で定める。

(課税の特例)

第十五条 前条第一項の認定を受けた事業者が当該事業の用に供している減価償却資産を同項の認定を受けた計画に従つて廃棄又は譲渡をするときは、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)で定めるところにより、当該事業者に対する法人税又は所得税の課税について特別の措置を講ずる。

(国の援助)

第十五条の二 国は、工場立地の適正化を円滑に推進するため、工場又は事業場に係る環境施設の整備につき、必要な資金のあつせんその他の援助に努めるものとする。

第十六条(同条の前の見出しを除く。)及び第十七条を次のように改める。

第十六条 次の各号の一に該当する者は、六月以

下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 第六条第一項、第七条第一項又は第八条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十条第一項の規定による命令に違反した者

第十七条 第十一条第一項の規定に違反した者は、三月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第十八条中「前二条」を「前三条」に、「刑」を「罰金刑」に改め、同条を第十九条とし、第十七条の次に次の一条を加える。

第十八条 第十五条の三の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、五万円以下の罰金に処する。

第十九条の次に次の一条を加える。

第二十条 第十二条第一項又は第十三条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際改正後の工場立地法(以下「新法」という。)第六条第一項に規定する特定工場(以下「新法特定工場」という。)の新設敷地面積若しくは建築物の建築面積を増加し、又は既存の施設の用途を変更することにより新法特定工場となる場合を含む。以下同じ。ののための工事をしていない者又はこの法律の施行の日から九十日を経過する日までに新法特定工場の新設のための工事を開始する者に係る当該新法特定工場の新設については、同項の規定は適用せず、なお従前の例による。

2 この法律の施行の日から九十日を経過した日以後に新法特定工場の新設のための工事を開始

する者で、当該新法特定工場につきこの法律の施行の際改正前の工場立地の調査等に関する法律(以下「旧法」という。)第六条第一項の規定による届出をしていないものは、当該新法特定工場の新設については、新法第六条第一項の規定にかかわらず、同項第二号から第四号まで及び第七号の事項について届け出ることを要しない。

3 この法律の施行の日から九十日を経過する日までに旧法第六条第一項に規定する特定工場(以下「旧法特定工場」という。)の設置(既存の施設の用途を変更することにより旧法特定工場となる場合を含むものとし、第一項に該当することとなる場合を除く。以下この項において同じ。)のための工事を開始する者に係る当該旧法特定工場の設置については、なお従前の例による。

第三条 前条第一項に規定する者又はこの法律の施行の際新法特定工場の設置をしている者は、新法第六条第一項第二号又は第四号から第六号までの事項(同項第五号の事項にあつては、当該新法特定工場内の新法第四条第一項第一号に規定する生産施設、緑地若しくは環境施設の面積又は同号に規定する環境施設若しくは同項第二号の省令で定める施設の配置に係る事項に限る。新法第六条第一項第六号の事項にあつては、当該新法特定工場の設置の場所が同項ただし書に規定する指定地区に属する場合に限る。)に係る変更(新法第七条第一項の省令で定める軽微なものを除く。)でこの法律の施行の日から九十日を経過した日以後最初に行なわれるものをしようとするときは、省令で定めるところにより、その旨及び新法第六条第一項第二号又は第四号から第六号までの事項で当該変更に係るものの以外のもので通商産業大臣及び当該新法特定工場に係る事業を所管する大臣に届け出なければならぬ。ただし、当該新法特定工場の設置の場所が同項ただし書に規定する指定地区に属しない場合には、同項第六号の事項については、この限りでない。

この限りでない。

2 前項の規定による届出は、新法第七條第二項、第八條、第九條、第十一條から第十三條まで、第十六條、第十七條、第十九條及び第二十条の規定の適用については、新法第七條第一項の規定による届出とみなす。

第四條 前条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、六月以上の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

第五條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方税法の一部改正)

第六條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第五百八十六條第二項中「第二十九号を第三十号とし、第二十八号を第二十九号とし、第二十七号を第二十八号とし、第二十六号の次に次の一号を加える。」

二十七 工場立地法(昭和三十四年法律第二十四号)第六條第一項に規定する特定工場に係る同項、第七條第一項又は第八條第一項の届出をした者が同法第四條第一項の規定により公表された準則のうち環境施設の面積の敷地面積に対する割合に関する事項に係るものに適合するため配置する環境施設の用に供する土地で政令で定めるものを

第六百一十條第一項中「同項第二十七号を「同項第二十八号」に、「第五百八十六條第二項第二十八号」を「第五百八十六條第二項第二十九号」に、「第五百八十六條第二項第二十九号」を「第五百八十六條第二項第三十号」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)
第七條 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第十六号)の一部を次のように改正する。

第十六條の二第二項中「又は工業再配置促進法(昭和四十七年法律第七十三号)第五條第一項を」、「工業再配置促進法(昭和四十七年法律第七十三号)第五條第一項又は工場立地法(昭和三十四年法律第二十四号)第十四條第一項に、「事業転換施設」を「事業転換施設等」に、「当該事業転換施設」を「当該事業転換施設等」に、「転換」を「転換(移転及び整備を含む。以下この条において同じ。)」に改め、同項に次の一号を加える。

四 工場立地法第十四條第一項の認定を受けたる個人 同項の認定(政令で定める期間内に受けたものに限る。)

第十六條の二第三項中「事業転換施設の」を「事業転換施設等」に、「事業転換施設」を「事業転換施設等」に、「当該事業転換施設」を「当該事業転換施設等」に改め、同法第五項中「事業転換施設」を「事業転換施設等」に改める。

第五十一條の三第一項中「又は工業再配置促進法第五條第一項を」、「工業再配置促進法第五條第一項又は工場立地法第十四條第一項に、「事業転換施設」を「事業転換施設等」に、「当該事業転換施設」を「当該事業転換施設等」に、「転換」を「転換(移転及び整備を含む。以下この条において同じ。)」に改め、同項に次の一号を加える。

四 工場立地法第十四條第一項の認定を受けた法人 同項の認定(政令で定める期間内に受けたものに限る。)

第五十一條の三第三項中「事業転換施設の」を「事業転換施設等」に、「事業転換施設」を「事業転換施設等」に、「当該事業転換施設」を「当該事業転換施設等」に改め、同法第五項中「事業転換施設」を「事業転換施設等」に改める。

(低開発地域工業開発促進法の一部改正)
第八條 低開発地域工業開発促進法(昭和三十六

年法律第二百十六号)の一部を次のように改正する。

第二條第二項中「工場立地の調査等に関する法律」を「工場立地法」に改める。

(農村地域工業導入促進法の一部改正)

第九條 農村地域工業導入促進法(昭和四十六年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。

第五條第五項中「工場立地の調査等に関する法律」を「工場立地法」に改める。

(沖縄振興開発特別措置法の一部改正)

第十條 沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第十一條第二項中「工場立地の調査等に関する法律」を「工場立地法」に改める。

理由

工場立地が周辺の地域の生活環境との調和を保ちつつ行なわれる必要があることにかんがみ、工場内の生産施設、緑地等の面積の割合及びこれらの施設の配置に関する事項につき工場立地に関する準則を公表するとともに、大規模な工場が集中して設置されると予想される地域について工場立地に伴う公害の防止に関する調査を行ない、あわせてこれらに基づき勧告及び命令を行なうことができることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(前尾繁三郎君) 委員長の報告を求めます。商工委員長浦野幸男君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔浦野幸男君登壇〕

○浦野幸男君 ただいま議題となりました工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過と

昭和四十八年六月二十八日 衆議院會議録第四十七号 工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律案 公有水面埋立法の一部を改正する法律案

一〇九六

結果を御報告申し上げます。

本案は、工場立地の段階から、企業みずから周辺の生活環境との調和を保ち得る基盤を整備することによりまして、工場立地の適正化を推進するため提案されたものであります。

本法の要旨は、

第一に、法律の題名を「工場立地法」に改めること。

第二は、予想されるコンビナート地域について、公害防止のための調査を実施するとともに、この地域に設置される工場に対し、公害防止のための措置の届け出を義務づけること。

第三は、工場の生産施設及び緑地等が敷地面積に占める割合とこれらの配置等に関する準則を公表するとともに、工場に対し、これらの事項の事前届け出の義務を課すること。

第四は、工場立地が準則に適合しないために周辺の生活環境の保持に支障を及ぼすおそれがある場合またはコンビナート地域において重合汚染を生ずるおそれがある場合は、必要な勧告、命令を行なうこと。

等でありま。

本案は、去る四月五日当委員会に付託され、翌六日提案理由の説明を聴取いたしました後、慎重な審査を重ね、昨六月二十七日に至り質疑を終了し、続いて、自由民主党及び民社党共同提案により、本法が環境の保全を特に重視することを目的の規定に明記すること等を内容とする修正案が提出され、日本社会党、日本共産党・革新共同及び公明党の委員から、それぞれ反対討論があり、採決の結果、多数をもって修正案のとおり修正すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し、公害防止、環境保全の施策を一そう推進すべきこと等に関する附帯決議が付されましたことを申し添え、報告申し上げます。(拍手)

【参照】

工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律案(委員会修正)

工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条の改正規定中「工場立地等の調査」を「工場立地の適正化に資するため、工場立地等の調査」に、「工場立地に関する調査」を「工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行なわれるようにするため、工場立地に関する調査」に改める。

第六条第一項第六号の改正規定中「及び」を「並びに」に、「措置」を「当該汚染物質に係る燃料及び原材料の使用に関する計画、公害防止施設の設置その他の措置」に改める。

○議長(前尾繁三郎君) 採決いたします。

本案の委員長報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長(前尾繁三郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

日程第三 公有水面埋立法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(前尾繁三郎君) 日程第三、公有水面埋立法の一部を改正する法律案を議題といたします。

公有水面埋立法の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。

昭和四十八年四月十一日

内閣総理大臣 田中 角榮

公有水面埋立法の一部を改正する法律
公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)の一

部を次のように改正する。

本則中「勅令」を「政令」に、「地方長官」を「都道府県知事」に改める。

第一条第三項中「又ハ都市再開発法」を「都市再開発法又ハ新都市基盤整備法」に改める。

第二条に次の二項を加える。

前項ノ免許ヲ受ケムトスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ左ノ事項ヲ記載シタル願書ヲ都道府県知事ニ提出スベシ

一 氏名又ハ名称及住所並法人ニ在リテハ其ノ代表者ノ氏名及住所

二 埋立区域及埋立ニ関スル工事ノ施行区域

三 埋立地ノ用途

四 設計ノ概要

五 埋立ニ関スル工事ノ施行ニ要スル期間

前項ノ願書ニハ命令ノ定ムル所ニ依リ左ノ図書ヲ添付スベシ

一 埋立区域及埋立ニ関スル工事ノ施行区域ヲ表示シタル図面

二 設計ノ概要ヲ表示シタル図書

三 資金計画書

四 埋立地(公用又ハ公共ノ用ニ供スル土地ヲ除ク)ヲ他人ニ譲渡シ又ハ他人ヲシテ使用セシムルコトヲ主タル目的トスル埋立ニ在リテハ其ノ処分方法及予定対価ノ額ヲ記載シタル書面

書関係ヲ有スル者ハ同項ノ縦覧期間満了ノ日迄都道府県知事ニ意見書ヲ提出スルコトヲ得

市町村長第一項ノ規定ニ依リ意見ヲ述べムトスルコトハ議決ヲ經ルコトヲ要ス

第四条中「アルトキハ」の下に「第一項ノ規定ニ依ルノ外」を加え、「ヲ除クノ外」を「ニ非ザレバ」に改め、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

都道府県知事ハ埋立ノ免許ノ出願左ノ各号ニ適合スト認ムル場合ヲ除クノ外埋立ノ免許ヲ為スコトヲ得ズ

一 国土利用上適正且合理的ナルコト

二 其ノ埋立ガ環境保全及災害防止ニ十分配慮セラレタルモノナルコト

三 埋立地ノ用途ガ土地利用又ハ環境保全ニ関スル国又ハ地方公共団体(港務局ヲ含ム)ノ法律ニ基キ計画ニ違背セザルコト

四 埋立地ノ用途ニ照シ公共施設ノ配置及規模ガ適正ナルコト

五 第二条第三項第四号ノ埋立ニ在リテハ出願人ガ公共団体其ノ他政令ヲ以テ定ムル者ナルコト並埋立地ノ処分方法及予定対価ノ額ガ適正ナルコト

六 出願人ガ其ノ埋立ヲ遂行スルニ足ル資力及信用ヲ有スルコト

前項第四号及第五号ニ掲グル事項ニ付必要ナル技術的細目ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第五条中「前条」を「前条第三項」に改める。

第六条第一項及び第八条中「第四条」を「第四条第三項」に改める。

第十一条中「其ノ事件ノ要領」を「第二条第二項第一号乃至第三号ニ掲グル事項」に改める。

第十三条第二項を削り、同条の次に次の一条を加える。

第十三条ノ二 都道府県知事正當ノ事由アリト認ムルトキハ免許ヲ為シタル埋立ニ関シ埋立区域ノ縮小、埋立地ノ用途若ハ設計ノ概要ノ変更又ハ前条ノ期間ノ延長ヲ許可スルコトヲ得

第三条、第四条第一項及第二項並第十一條ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ埋立地ノ用途ノ變更ノ許可ニ関シ第四條第一項及第二項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ埋立区域ノ縮小又ハ設計ノ概要ノ變更ノ許可ニ関シ之ヲ準用ス

第二十二條に次の二項を加える。

都道府県知事前項ノ竣工認可ヲ為シタルトキハ運轉ナク其ノ旨ヲ告示シ且地元市町村長ニ第十一條又ハ第十三條ノ第二項ノ規定ニ依リ告示シタル事項及免許条件ヲ記載シタル書面並關係圖書ノ写ヲ送付スベシ

市町村長ハ前項ノ告示ノ日より起算シ十年ヲ経過スル日迄同項ノ圖書ヲ其ノ市町村ノ事務所ニ備置キ關係人ノ請求アリタルトキハ之ヲ閲覧セシムベシ

第二十三條中「前條ノ竣工認可」を「前條第二項ノ告示ノ日」に改める。

第二十四條第一項中「第二十二條ノ竣工認可」を「第二十二條第二項ノ告示」に、「竣工認可ノ日」を「告示ノ日」に改める。

第二十六條中「第五條」の下に「(新都市基盤整備法第四十一條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)」を加え、「又ハ都市再開発法第八十七條第一項」を「都市再開発法第八十七條第一項又ハ新都市基盤整備法第四十條」に改める。

第二十七條を次のように改める。

第二十七條 第二十二條第二項ノ告示ノ日より起算シ十年間ハ第二十四條第一項ノ規定ニ依リ埋立地ノ所有權ヲ取得シタル者又ハ其ノ一般承継人當該埋立地ニ付所有權ヲ移転シ又ハ地上權、質權、使用貸借ニ依リ權利ヲ設定セムトスル使用及収益ヲ目的トスル權利ヲ設定セムトスルトキハ當該移転又ハ設定ノ當事者ハ命令ノ定めタル所ニ依リ都道府県知事ノ許可ヲ受クベシ但シ左ノ各号ノ一ニ該當スルトキハ此ノ限ニ在ラズ

一 權利ヲ取得スル者ガ國又ハ公共団体ナルトキ

ハ企業担保權ノ実行ニ因リ權利ガ移転スルトキ

三 法令ニ依リ取用又ハ使用セラルルトキ都道府県知事ハ前項ノ許可ノ申請左ノ各号ニ適合スト認ムルトキハ之ヲ許可スベシ

一 申請手續ガ前項ノ命令ニ違反セザルコト

二 第二條第三項第四号ノ埋立以外ノ埋立ヲ為シタル者又ハ其ノ一般承継人ニ在リテハ權利ノ移転又ハ設定ニ付已ムコトヲ得ザル事由アルコト

三 權利ヲ移転シ又ハ設定セムトスル者ガ其ノ移転又ハ設定ニ因リ不当ニ受益セザルコト

四 權利ノ移転又ハ設定ノ相手方ノ選考方法ガ適正ナルコト

五 權利ノ移転又ハ設定ノ相手方ガ埋立地ヲ第十一條又ハ第十三條ノ第二項ノ規定ニ依リ告示シタル用途ニ從ヒ自ラ利用スト認メラルコト

第二十八條中「前條第二項ノ登記ヲ為シタル」を削り、「設定又ハ譲渡」を「移転又ハ設定」に、「同條第一項」を「前條第一項」に改める。

第二十九條を次のように改める。

第二十九條 第二十四條第一項ノ規定ニ依リ埋立地ノ所有權ヲ取得シタル者又ハ其ノ一般承継人ハ第二十二條第二項ノ告示ノ日より起算シ十年

内ニ埋立地ヲ第十一條又ハ第十三條ノ第二項ノ規定ニ依リ告示シタル用途ト異ル用途ニ供セムトスルトキハ命令ノ定めタル所ニ依リ都道府県知事ノ許可ヲ受クベシ但シ公用又ハ公共ノ用ニ供セムトスルトキハ此ノ限ニ在ラズ

都道府県知事ハ前項ノ許可ノ申請左ノ各号ニ適合スト認ムルトキハ之ヲ許可スベシ

一 申請手續ガ前項ノ命令ニ違反セザルコト

二 埋立地ヲ第十一條又ハ第十三條ノ第二項ノ規定ニ依リ告示シタル用途ニ供セザルコトニ付已ムコトヲ得ザル事由アルコト

三 埋立地ノ利用上適正且合理的ナルコト

四 供セムトスル用途ガ土地利用又ハ環境保全

ニ關スル國又ハ地方公共団体(港務局ヲ含ム)ノ法律ニ基ク計画ニ違背セザルコト

第三十條中「前二條」を削り、「対シ」の下に「災害防止ニ關シ」を加える。

第三十二條第一項中「埋立ニ關スル工事竣工認可」を「第二十二條第二項ノ告示ノ日」に改める。

第三十三條中「埋立ニ關スル工事竣工認可後」を「第二十二條第二項ノ告示アリタル後第二十九條第一項ノ規定」に改める。

第三十六條第二項及び第三項を削る。

第三十九條中「一年」を「二年」に、「三千円」を「五十万円」に改め、同條の次に次の一條を加える。

第三十九條ノ二 左ノ各号ノ一ニ該當スル者ハ一年以下ノ懲役又ハ三十万円以下ノ罰金ニ処ス

一 第二十七條第一項ノ規定ニ違反シタル者

二 第二十九條第一項ノ規定ニ違反シタル者ニ對スル第三十三條ノ規定ニ依リ都道府県知事ノ命令ニ違反シタル者

第四十條中「二十万円」を「二十万円」に改め、同條第一號を削り、同條第二號中「第二十七條第二項ノ登記ヲ為シタル」を削り、同號を同條第一號とし、同號の次に次の一號を加える。

二 第二條第一項ノ免許ノ願書又ハ第二十七條第一項若ハ第二十九條第一項ノ許可ノ申請書ニ虚偽ノ記載ヲ為シテ提出シタル者

第四十條中第三號を第四號とし、第二號の次に次の一號を加える。

三 第二十三條但書ノ規定ニ違反シ工作物ヲ設置シタル者

第四十一條中「又ハ第二十九條」を削り、「百円」を「三万円」に改め、同條の次に次の一條を加える。

第四十一條ノ二 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ從業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シ第三十九條乃至前條ニ規定スル違反行為ヲ為シタルトキハ行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ各本條ノ罰金刑ヲ科ス

第四十二條第三項中「第三條」を「第二條第二項及第三項、第三條」に、「第十四條」を「第十三條ノ二(埋立地ノ用途又ハ設計ノ概要ノ變更ニ係ル部分ニ限ル)乃至」に、「及第四十四條」を「並第四十四條」に改め、「但シ」の下に「第十三條ノ二ノ規定ノ準用ニ依リ都道府県知事ノ許可ヲ受クベキ場合ニ於テハ之ニ代ヘ都道府県知事ノ承認ヲ受ケ」を加える。

第四十七條に次の一項を加える。

主務大臣ハ政令ヲ以テ定ムル埋立ニ關シ前項ノ認可ヲ為サムトスルトキハ環境保全上ノ観点ヨリスル環境厅长官ノ意見ヲ求ムベシ

第四十九條を次のように改める。

第四十九條 削除

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範圍内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この法律による改正前の公有水面埋立法(以下「旧法」といふ)第二條の免許に係る埋立て、當該埋立てに係る埋立地に関する処分ノ制限及びこれに関する登記並びに當該埋立てに係る埋立地に関する權利を取得した者の義務については、なお従前の例による。

3 旧法第二條の免許の出願をした者(同條の免許に関する処分を受けた者を除く。以下「旧法による出願人」といふ)が提出した當該出願に係る圖書は、この法律による改正後の公有水面埋立法(以下「新法」といふ)第二條第二項又は第三項に規定する圖書とみなす。

4 都道府県知事は、新法の適用上必要と認められる範圍内において、旧法による出願人に対し、圖書の補完を命ずることが出来る。

5 旧法による出願人の出願に係る埋立てについては、新法第三條第一項中「運轉ナク」とあるのは「公有水面埋立法の一部を改正する法律(昭和

昭和四十八年六月二十八日 衆議院會議録第四十七号 公有水面埋立法の一部を改正する法律案 朗読を省略した議長の報告

四十八年法律第 号ノ施行後遅滞なく」と、「前条第二項各号ニ掲グル事項」とあるのは「前条第二項各号ニ掲グル事項ニ相当スル事項」とし、新法第十一号中「第二項第二号第一号乃至第三号ニ掲グル事項」とあるのは「第二項第二号第一号乃至第三号ニ掲グル事項ニ相当スル事項」とする。

6 都道府県知事が旧法第三條の規定により意見を徴した旧法による出願人の出願に係る埋立てについては、新法第三條第一項の規定により地元市町村長の意見を徴することを要しない。

7 附則第二項の規定は旧法第四十二條第一項の承認に係る埋立てについて、附則第三項及び第四項の規定は旧法第四十二條第一項の承認の申請に係る図書について、前二項の規定は旧法第四十二條第一項の承認の申請をした者の行なう埋立てについて準用する。この場合において、附則第四項中「命ずる」とあるのは、「求める」と読み替へるものとする。

8 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(港灣法の一部改正)

9 港灣法(昭和二十五年法律第二百十八号)の一部を次のように改正する。

第三十七條第一項中「第二條」を「第二條第一項」に改める。

第五十八條第二項中「港灣区域内」の下に「又は港灣区域内の公有水面の埋立てに係る埋立地を加える。

(土地區畫整理法の一部改正)

10 土地區畫整理法(昭和二十九年法律第百十九号)の一部を次のように改正する。

第百三十一條中「第二條」を「第二條第一項」に改める。

(都市計画法の一部改正)

11 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第二十九條第七号中「第二條」を「第二條第一項」に、「第二十二條の竣功認可を受けていな

い」を「第二十二條第二項の告示がない」に改める。

第三十三條第三項中「第二十二條の竣功認可を受けた」を「第二十二條第二項の告示があつた」に改め、「であつて同法第二十七條の処分制限の登記がされているもの」を削り、「第二條」を「第二條第一項」に改める。

(海洋汚染防止法の一部改正)

12 海洋汚染防止法(昭和四十五年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

第十條第二項第二号中「第二條」を「第二條第一項」に改める。

理由

近年における社会経済環境の変化にかんがみ、公有水面の適正かつ合理的な利用に資するため、埋立ての免許に利害関係者の意見を反映させる措置を講ずるとともに免許の基準を明確にし、かつ、埋立地の処分及び利用の規制を強化する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(前尾繁三郎君) 委員長の報告を求めます。建設委員長服部安司君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔服部安司君登壇〕

○服部安司君 たいだいま議題となりました公有水面埋立法の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における社会経済情勢の変化に対処し、公有水面の適正かつ合理的な利用に資することを目的とするもので、そのおもな内容は、次のとおりであります。

第一に、都道府県知事は、埋立免許の出願事項

を公衆の縦覧に供し、かつ、地元市町村長の意見を徴する等、埋立てに利害関係を有する者の意見を反映させる措置を拡充することとしております。

第二に、埋立ての免許の基準を法定し、国土利用上適正かつ合理的であること、環境の保全または災害の防止に十分配慮されたものであること等の要件に適合しないときは、免許をなし得ないこととしております。

第三に、竣功認可の告示後十年間は、埋立人等が埋立地について所有権の移転等をなし、または、用途変更をしようとするときは、都道府県知事の許可を受けなければならないものとし、その許可の基準を法定することとしております。

第四に、主務大臣は、大規模な埋立て等について、認可をしようとするときは、環境庁長官の意見を求めなければならないこととしております。

第五に、埋立ての追認制度を廃止することとしております。

本案は、去る四月十一日本委員会に付託され、同月十七日建設大臣より提案理由の説明を聴取し、自來、関係委員会と連合審査を行ない、また、公聴会を開会する等、慎重に審議いたしてまいりました。その詳細につきましては会議録に譲ることといたします。

かくて、昨二十七日質疑を終了し、次いで、日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党及び民社党より、公有水面の埋立てを原則として禁止する方針のもとに、二年以内に関係法律の改正または廃止することを内容とする修正案が提出され、討論、採決の結果、同修正案は少数をもって否決され、本案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に對しましては、六項目にわたる附帯決議が付けられました。

右、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 採決いたします。

○議長(前尾繁三郎君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

〔賛成者起立〕

○議長(前尾繁三郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時五十六分散会

出席國務大臣

通商産業大臣 中曾根康弘君
建設大臣 金丸 信君
國務大臣 山中 貞則君

○朗読を省略した議長報告
(政府委員退任)
一、去る二十六日、田中内閣総理大臣から前尾議長あて、二十六日付をもって警察庁交通局長片岡誠は大阪府警察本部に、経済企画庁長官官房長高橋英明は大蔵省証券局長に、大蔵大臣官房長竹内道雄は大蔵省理財局長に、大蔵省主計局長相澤英之は大蔵省事務次官に、大蔵省主計局次長吉瀬維哉は経済企画庁長官官房長に、大蔵省理財局長橋口収は大蔵省主計局長に、大蔵省国際金融局長松川道哉は大蔵省国際金融局長にそれぞれ任命され、また同日付をもって大蔵省証券局長坂野常和、大蔵省国際金融局長林大造、国税庁長官近藤道生及び国税庁次長江口健司はそれぞれ退職したので、いずれも政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。
(政府委員承認)
一、去る二十六日、前尾議長は、田中内閣総理大

臣申し出の、次の者を第七十一回国会政府委員に任命することを承認した。

警察庁交通局長 渡部 正郎
 経済企画庁長官官房長 吉瀬 維哉
 大蔵大臣官房長 中橋敬次郎
 大蔵大臣官房会計課長 片山 充
 大蔵省主計局長 橋口 収
 大蔵省主計局次長 田中 敬
 大蔵省理財局長 竹内 道雄
 大蔵省証券局長 高橋 英明
 大蔵省国際金融局長 松川 道哉
 大蔵省国際金融局長 藤岡眞佐夫
 国税庁長官 安川 七郎
 国税庁次長 吉田富士雄

(政府委員任命)

一、去る二十六日、田中内閣総理大臣から前尾議長長あて、二十六日議長において承認した渡部正郎外十一名を同日第七十一回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(通知書受領)

一、昨二十七日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

国際労働機関憲章の改正に関する文書の締結について承認を求めるの件

電離放射線からの労働者の保護に関する条約(第百十五号)の締結について承認を求めるの件

機械の防護に関する条約(第百十九号)の締結について承認を求めるの件

一、昨二十七日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

農業近代化資金助成法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律

農水産業協同組合貯金保険法

農林中央金庫法の一部を改正する法律

農業協同組合法の一部を改正する法律

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十六日、議長において、次のとおり常

任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

正木 良明君

赤城 宗徳君

吉永 治市君

戸井田三郎君

林 大幹君

山田 太郎君

山田 太郎君

山田 太郎君

山田 太郎君

山田 太郎君

山田 太郎君

山田 太郎君

山田 太郎君

山田 太郎君

山田 太郎君

山田 太郎君

山田 太郎君

山田 太郎君

山田 太郎君

山田 太郎君

山田 太郎君

山田 太郎君

山田 太郎君

山田 太郎君

山田 太郎君

山田 太郎君

山田 太郎君

山田 太郎君

山田 太郎君

山田 太郎君

山田 太郎君

山田 太郎君

山田 太郎君

山田 太郎君

山田 太郎君

山田 太郎君

山田 太郎君

山田 太郎君

山田 太郎君

山田 太郎君

補欠

山田 太郎君

山田 太郎君

山田 太郎君

山田 太郎君

山田 太郎君

山田 太郎君

山田 太郎君

山田 太郎君

山田 太郎君

山田 太郎君

山田 太郎君

山田 太郎君

山田 太郎君

山田 太郎君

山田 太郎君

山田 太郎君

山田 太郎君

山田 太郎君

山田 太郎君

山田 太郎君

山田 太郎君

山田 太郎君

山田 太郎君

山田 太郎君

山田 太郎君

山田 太郎君

山田 太郎君

山田 太郎君

山田 太郎君

山田 太郎君

山田 太郎君

山田 太郎君

山田 太郎君

山田 太郎君

山田 太郎君

山田 太郎君

山田 太郎君

山田 太郎君

山田 太郎君

山田 太郎君

辞任

篠田 弘作君

橋本登美三郎君

江田 三郎君

竹入 義勝君

倉石 忠雄君

倉石 忠雄君

倉石 忠雄君

倉石 忠雄君

倉石 忠雄君

倉石 忠雄君

倉石 忠雄君

倉石 忠雄君

倉石 忠雄君

倉石 忠雄君

倉石 忠雄君

倉石 忠雄君

倉石 忠雄君

倉石 忠雄君

倉石 忠雄君

倉石 忠雄君

倉石 忠雄君

倉石 忠雄君

倉石 忠雄君

倉石 忠雄君

倉石 忠雄君

倉石 忠雄君

倉石 忠雄君

倉石 忠雄君

倉石 忠雄君

倉石 忠雄君

倉石 忠雄君

倉石 忠雄君

倉石 忠雄君

倉石 忠雄君

倉石 忠雄君

倉石 忠雄君

倉石 忠雄君

倉石 忠雄君

倉石 忠雄君

倉石 忠雄君

倉石 忠雄君

倉石 忠雄君

補欠

中村 弘海君

中尾 宏君

稲葉 誠一君

坂井 弘一君

坂井 弘一君

坂井 弘一君

坂井 弘一君

坂井 弘一君

坂井 弘一君

坂井 弘一君

坂井 弘一君

坂井 弘一君

坂井 弘一君

坂井 弘一君

坂井 弘一君

坂井 弘一君

坂井 弘一君

坂井 弘一君

坂井 弘一君

坂井 弘一君

坂井 弘一君

坂井 弘一君

坂井 弘一君

坂井 弘一君

坂井 弘一君

坂井 弘一君

坂井 弘一君

坂井 弘一君

坂井 弘一君

坂井 弘一君

坂井 弘一君

坂井 弘一君

坂井 弘一君

坂井 弘一君

坂井 弘一君

坂井 弘一君

坂井 弘一君

坂井 弘一君

坂井 弘一君

坂井 弘一君

坂井 弘一君

坂井 弘一君

地方行政委員

辞任

土井たか子君

清水 徳松君

清水 徳松君

清水 徳松君

清水 徳松君

清水 徳松君

清水 徳松君

清水 徳松君

清水 徳松君

清水 徳松君

清水 徳松君

清水 徳松君

清水 徳松君

清水 徳松君

清水 徳松君

清水 徳松君

清水 徳松君

清水 徳松君

清水 徳松君

清水 徳松君

清水 徳松君

清水 徳松君

清水 徳松君

清水 徳松君

清水 徳松君

清水 徳松君

清水 徳松君

清水 徳松君

清水 徳松君

清水 徳松君

清水 徳松君

清水 徳松君

清水 徳松君

清水 徳松君

清水 徳松君

清水 徳松君

清水 徳松君

清水 徳松君

清水 徳松君

清水 徳松君

清水 徳松君

補欠

清水 徳松君

土井たか子君

土井たか子君

土井たか子君

土井たか子君

土井たか子君

土井たか子君

土井たか子君

土井たか子君

土井たか子君

土井たか子君

土井たか子君

土井たか子君

土井たか子君

土井たか子君

土井たか子君

土井たか子君

土井たか子君

土井たか子君

土井たか子君

土井たか子君

土井たか子君

土井たか子君

土井たか子君

土井たか子君

土井たか子君

土井たか子君

土井たか子君

土井たか子君

土井たか子君

土井たか子君

土井たか子君

土井たか子君

土井たか子君

土井たか子君

土井たか子君

土井たか子君

土井たか子君

土井たか子君

土井たか子君

土井たか子君

土井たか子君

昭和四十八年六月二十八日 衆議院會議録第四十七号 朗読を省略した議長の報告 議案に関する報告書

一〇〇

(委員解任)

一、去る二十六日、大蔵委員、物価問題等に関する特別委員小林政子君は、登院停止を命ぜられたため、衆議院規則第二百四十三条第一項により解任となった。

(議案提出)

一、去る二十六日、議員から提出した議案は次のとおりである。

沖繩の住民等が受けた損害の補償に関する特別措置法案(安井吉典君外八名提出)

(議案受領)

一、昨二十七日、参議院から受領した内閣提出案は次のとおりである。

水源地域対策特別措置法案

(議案付託)

一、昨二十七日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

水源地域対策特別措置法案(内閣提出第一一一号)(参議院送付) 建設委員会 付託

沖繩の住民等が受けた損害の補償に関する特別措置法案(安井吉典君外八名提出、衆法第四七号)

(議案送付)

一、去る二十六日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

漁船損害補償法の一部を改正する法律案

漁船積荷保険臨時措置法案

水産業協同組合法の一部を改正する法律案

地方公営交通事業の経営の健全化の促進に関する法律案

国有財産法及び国有財産特別措置法の一部を改正する法律案

一、昨二十七日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

沖繩の住民等が受けた損害の補償に関する特別措置法案(安井吉典君外八名提出)

(条約通知書受領)

一、昨二十七日、参議院において次の件を議決した旨の通知書を受領した。

国際労働機関憲章の改正に関する文書の締結について承認を求めるの件

電離放射線からの労働者の保護に関する条約(第百十五号)の締結について承認を求めるの件

機械の防護に関する条約(第百十九号)の締結について承認を求めるの件

(議案通知書受領)

一、昨二十七日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

農業近代化資金助成法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案

農水産業協同組合貯金保険法案

農林中央金庫法の一部を改正する法律案

農業協同組合法の一部を改正する法律案

(議案の要旨及び目的)

一 防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の要旨及び目的

本案の主な改正点は、次のとおりである。

(一) 防衛庁設置法の一部改正

1 防衛庁の任務遂行の円滑を図るため、自衛官の定数を六、九八八人増員して、二六六、〇四六人に改めること。

内 訳

陸上自衛官 一八〇、〇〇〇人(増員一、〇〇〇人)

海上自衛官 四一、三八八人(増員三、〇六五人)

四四、五七五人(増員二、九一八人)

(増員分は、南西航空混成団等の沖繩配備に伴う要員並びに第四高射群の新編等に伴う要員)

統合幕僚会議の自衛官 八三人(増員五人)

(増員分は、情報機能の強化に伴う要員)

合 計 二六六、〇四六

2 自衛隊の医官を自ら養成し、その不足を抜本的に解消するため、防衛庁本庁の附属機関として防衛医科大学校を埼玉県に設置すること。

3 同校の修業年限は六年とし、入学資格、設備、編制、教員の資格等に関する事項については、学校教育法に基づき医学教育を行なう大学の例にならうこととする。ことに同校の卒業生に対しては、医師国家試験の受験資格を与えることとする。

4 防衛庁本庁の附属機関として、学識経験者を含めた五人の委員をもつて構成する自衛隊離職者就職審査会を設置すること。

(二) 自衛隊法の一部改正

1 沖繩地域における防空任務を実施するため、航空総隊の編成に、司令部及び航空隊その他の直轄部隊から成る航空混成団を加えることとし、新たに司令部の所在地を那覇市とする南西航空混成団を設けること。

2 防衛医科大学校卒業生は、教育訓練を修了した後九年度は、自衛隊員として勤務するよう努めるべきものとし、九年以上勤務した場合を除き、離職者からは、原則として所定の金額を国に償還しなければならぬこととする。

3 離職した自衛隊員が営利企業の役員等へ就職する場合には、防衛庁長官の承認を要することになつてゐるが、その公正さを確保するため、この承認は、自衛隊離職者就職審査会の議決に基づいて行なわなければならないこととする。

4 自衛隊の予備勢力確保のため、陸上自衛隊の予備自衛官三、〇〇〇人、海上自衛隊の予備自衛官三、〇〇〇人を増員して、予備自衛官の員数を三九、六〇〇人とする。

5 市町村の名称変更に伴い、第四師団司令部及び西部航空方面隊司令部の所在地の名称変更を行なうこと。

なお、施行期日は、公布の日としている。

ただし、防衛医科大学校に関する改正規定は公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から、航空混成団に関する改正規定は昭和四十八年七月一日から施行することとしている。

二 議案の可決理由

本法案は、わが国の防衛をより効率的に処理し、現下の諸情勢に対処するため、適当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、約五十一億二千七百二十万円が昭和四十八年度一般会計予算に計上されている。

右報告する。

昭和四十八年六月二十二日

衆議院議長 前尾繁三郎殿
内閣委員長 三原 朝雄

工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本法案は、工場立地の段階から企業自ら周辺の生活環境との調和を保ちうる基盤を整備することにより、工場立地の適正化を推進しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 題名
題名を「工場立地法」に改める。
- 2 目的

法律の目的を次のように改める。

この法律は、工場立地の適正化に資するため、工場立地に関する調査を実施し、及び工場立地に関する準則等を公表し、並びにこれらに基づき勧告、命令等を行ない、もつて国民経済の健全な発展と国民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

3 工場立地に関する調査

現行法の工場適地の調査及び工場立地の動向の調査に加え、次のような規定を設ける。

通商産業大臣は、大規模な工場又は事業場の設置が集中して行なわれると予想される地区及びその周辺の地域について、工場立地に伴う公害の防止に関する調査を行なうものとする。

4 工場立地に関する準則の公表

次のような規定を新設する。

通商産業大臣及び事業所管大臣は、関係行政機関の長に協議し、かつ、工場立地及び工業用水審議会の意見をきいて、次の事項につき、工場立地に関する準則を公表するものとする。

- (1) 業種の区分に応じ、生産施設、緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合に関する事項
- (2) 環境施設及び設置の場所により周辺地域の生活環境の悪化をもたらすおそれのある施設の配置に関する事項
- (3) (1)、(2)の事項の特例に関する事項で、工業団地に工場又は事業場を設置する場合に工業団地について一体として配慮することが適切であると認められるもの

5 届出

工場等を新設する場合の届出の規定を次のように改める。

- (1) 工場又は事業場であつて、一の団地内における敷地面積又は建築物の建築面積の合計が政令で定める規模以上であるもの(以下「特定工場」という。)(の新設(増設又は用途変更により特定工場となる場合を含む。))をしようとする者は、次の事項を通商産業大臣及び事業所管大臣に届け出なければならない。

- ① 名称、住所、業種、特定工場の設置場所、特定工場の敷地面積と建築面積、特定工場の設置のための工事開始日
- ② 特定工場における生産施設、緑地等の環境施設の面積並びに環境施設及び生活環境悪化施設の配置(工業団地内の場合には、団地の面積及び環境施設等の面積と配置を含む。)
- ③ 特定工場における汚染物質の最大排出予定量及びその予定量をこえないこととするための措置(3の産業公害事前調査の結果、公害防止につき特に配慮する必要があると認め指定した地区(以下「指定地区」という。))内で行なうべき、この事項の届出は要しない。

特定工場の事業所管大臣は、指定地区内に特定工場を設置しようとする届出を受理したときは、遅滞なく、その届出書の写しを環境庁長官に送付するものとする。

6 勧告

現行の、特定工場の設置による周辺の立地条件が著しく悪化することがある場合又は他の業種の用に供することがある場合又は場合における勧告に加え、次のような規定を設ける。

特定工場の事業所管大臣は、5の届出の内容が次のいずれかに該当する場合には、届出の日から六十日以内に、必要な事項について勧告することができる。

- (1) 生産施設及び緑地等の環境施設等の面積と配置が準則に適合せず、周辺の地域における生活環境の保持に支障を及ぼすおそれがあるとき
- (2) 特定工場の設置場所が指定地区内である場合において、当該工場からの汚染物質の排出が地区内の他の工場からの汚染物質の排出と一体となることにより、周辺地域に

おける公害の防止に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき

7 変更命令

次のような規定を新設する。

特定工場の事業所管大臣は、6の(1)、(2)に係る勧告を受けた者がその勧告に従わない場合において、特定工場の新設等が行なわれることにより、6の(1)、(2)の事項が生じ、かつ、これを除去することがきわめて困難となると認めるときは、通商産業大臣に協議して、届出の日から九十日以内に、その勧告を受けた者に対し、その勧告に係る事項の変更を命ずることができる。

8 援助措置等

次のような規定を新設する。

(1) 既存の建築物、機械、装置を廃棄又は譲渡することにより緑地等の環境施設の整備をしようとする事業者は、事業所管大臣にその計画を提出して、それが周辺地域の生活環境の保持に著しく寄与するものである旨の認定を受けることができる。

(2) 事業者が(1)の認定を受けた計画に従つて減価償却資産を廃棄又は譲渡をするときは、租税特別措置法の定めるところにより、法人税又は所得税の課税について特別の措置を講ずる。

(3) 国は、工場立地の適正化を円滑に推進するため、工場又は事業場に係る緑地等の環境施設の整備につき、必要な資金のあつせんその他の援助に努めるものとする。

次のような規定を新設する。

この法律の規定により通商産業大臣又は事業所管大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長又は都道府県知事に行なわせることができる。

9

この法律は、公布の日から六月以内において政令で定める日から施行する。

10 罰則等

罰則の整備等所要の改正を行なう。

11 施行期日等

この法律は、公布の日から六月以内において政令で定める日から施行する。

二 議案の修正議決理由

本法案は、工場立地が周辺の地域社会と調和を図りつつ行なわれるための措置としておおむね有効適切なものと認められ、法律の目的が環境の保全を重視するものであることを明らかにすること及び工場の新設等をする場合の届出事項

昭和四十八年六月二十八日 衆議院會議録第四十七号 議案に関する報告書

を具体化することについて修正を行なう必要があると認め、別紙のとおり、修正議決すべきものと議決した次第である。
なお、本案に対し、別紙のとおり、附帯決議を附することに決した。
右報告する。

昭和四十八年六月二十七日
衆議院議長 前尾繁三郎殿 浦野 幸男
商工委員長

〔別紙〕

(小字及び一は修正)

第一条中「工場立地の適正化を図るため、工場又は事業場の設置に関する助言又は勧告を」と「工場立地の適正化を図るため、工場又は事業場の設置に関する助言又は勧告を」と

業場の設置に関する助言又は勧告を」と「工場立地の適正化を図るため、工場又は事業場の設置に関する助言又は勧告を」と

業場の設置に関する助言又は勧告を」と「工場立地の適正化を図るため、工場又は事業場の設置に関する助言又は勧告を」と

業場の設置に関する助言又は勧告を」と「工場立地の適正化を図るため、工場又は事業場の設置に関する助言又は勧告を」と

業場の設置に関する助言又は勧告を」と「工場立地の適正化を図るため、工場又は事業場の設置に関する助言又は勧告を」と

業場の設置に関する助言又は勧告を」と「工場立地の適正化を図るため、工場又は事業場の設置に関する助言又は勧告を」と

業場の設置に関する助言又は勧告を」と「工場立地の適正化を図るため、工場又は事業場の設置に関する助言又は勧告を」と

害防止、環境保全について配慮することともに、工場立地に伴う公害の防止に関する調査については、その一層の充実を図ることとし、予算、人員等につき十分な措置を講ずるよう努めることとする。

二 工場立地調査簿から、特に汚染物質の排出に関する事項の記載が除かれることのないよう第三、工場立地の届出について地元住民の意見が反映されるよう、届出内容を地方公共団体に周知させるとともに、勧告及び変更命令に関する規定の運用にあたっては、地元住民の意見を十分尊重することとする。

四 環境施設の整備を図るための助成措置は、中小企業向けに行なうよう努めることとする。
五 工場が集中して設置されることによる生物の分布等その生態系への影響について調査研究を進めることとする。

六 既存工場についても、本法の趣旨にのっとり公害防止、地域環境保全のため、緑地等の整備について強力に指導することとする。

公有水面埋立法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
議案の要旨及び目的
本案は、最近における埋立規模の大型化、埋立土地利用の多様化等の社会経済情勢の変化にかんがみ、公有水面の適正かつ合理的な利用に資することを目的とするもので、その主な内容は、次のとおりである。

1 都道府県知事は、埋立免許の出願事項に関する書面等を公衆の縦覧に供し、かつ、その出願事項について、議会の議決を経た地元市町村長の意見を徴するとともに、関係都道府県知事に通知する等、当該埋立に関し利害関係を有する者の意見を反映させる措置を講ずるものとする。

2 埋立の免許の基準を法定して明確にし、国土の利用に適正かつ合理的であること、その埋立てが環境の保全または災害の防止に十分配慮されたものであること等の要件に適合しないときは、免許をなし得ないこととし、特に、分譲を目的とする埋立については、その出願人が公共団体その他政令で定める者であり、かつ、埋立地の処分方法および予定対価の額が適正である場合以外に免許できないものとする。

3 竣功認可の告示の日より起算して十年内は、埋立人等がその埋立地について所有権を移転

し、または使用および収益を目的とする権利を設定し、もしくは免許を受けた用途と異なる用途に供しようとするときは、都道府県知事の認可を受けなければならないものとし、その許可の基準を法定するものとする。

4 主務大臣は、特に大規模な埋立に等政令で定めるものについて、都道府県知事に対して認可をしようとするときは、環境保全上の観点からの調整を図るため、環境庁長官の意見を求めなければならないものとする。

5 その他埋立の適正化を図るため、罰則の強化等所要の改正を行なうものとする。

二 議案の可決理由
公有水面の適正な埋立て、埋立地の合理的な利用等を図るための措置として必要と認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

また、本案に対しては、福岡義登君外三名より修正案が提出されたが、少数をもつて否決された。
なお、本案に対しては別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

〔別紙〕
公有水面埋立法の一部を改正する法律案に対する附帯決議
政府は、本法の施行にあたっては、次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一 近年における埋立土地利用の増加が全国各地で社会問題となつていく現状にかんがみ、環境保全、国土の適正利用、所有権の帰属等の問題について公有水面埋立法を抜本的に検討し、早急に所要の法整備を行なうこと。

二 埋立の免許または認可にあたっては、埋立及び埋立地の利用が環境に及ぼす影響について必要調査を行なうとともに、関係地方公共団体および直接または間接の損害を受ける漁業権者その他の利害関係人の意見が十分反映されるよう配慮すること。

三 環境保全の免許基準を運用するにあたっては、自然資源の保護についても配慮することとし、これらの基準の具体化、明確化に努めることとする。

四 都道府県知事は、公正な立場から損害の補償等の裁定を行なうとともに、埋立により生活の基盤を失う漁業権者等に対し、職業のあつ

せん等生活再建のための適切な措置が講じられよう配慮すること。

五 埋立地の環境整備のため、建ぺい率の強化、公園、緑地、道路等の公的、私的空間の確保について適正な基準を設けるよう検討すること。

六 埋立の認可にあたっては、環境庁長官の意見を十分尊重することとする。

右決議する。

右決議する。

右決議する。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 五十円
(配達料共)

発行所

東京都港区赤坂二番地 郵便番号一〇七
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二(六代)